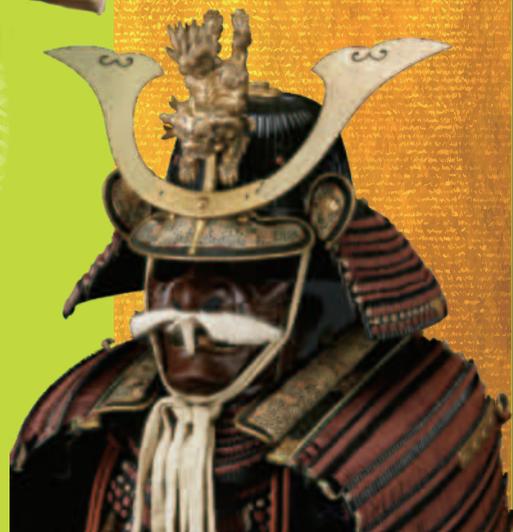


『佐竹南家御日記』 発刊三十周年記念

# 佐竹南家と御日記



湯沢市教育委員会

# 目次

はじめに	1
名族佐竹氏 佐竹氏の生いたち	2
南家と湯沢 南家義種の湯沢入城 湯沢の町割り 南家の仕事と禄高 院内銀山と湯沢の発展	6 8 11 12
佐竹南家系図	14
年表 藩政期の湯沢	16
佐竹南家御日記 御日記抜書	22 24
年表 『佐竹南家御日記』 編纂事業	34

この冊子は、  
『湯沢市制施行四十周年記念 佐竹南家と御日記』  
(平成6年(1994)12月発行) をもとに、令和版  
として再編集しました。



## はじめに

本市の貴重な文化遺産である「佐竹南家日記」を活字化する「佐竹南家御日記」翻刻事業が始まってから、今年で三十年となりました。これまで本事業遂行のため、多大な御尽力をいただいた翻刻原稿執筆者の方々をはじめ、関係者の皆様の御努力に深く感謝申し上げます。

「佐竹南家日記」は、湯沢の所預であった佐竹南家の御用座<sup>※</sup>において、天和二年(一六八二)から慶応四年(一八六八)まで書き継がれた公用日記で、地方武士の暮らしや農業、商業、交通、宗教、気象など、当時の社会事情を詳細に知ることができる貴重な近世資料であるため、秋田県指定有形文化財になっています。

その翻刻本「佐竹南家御日記」は、十七巻の発刊を終えておりますが、最終巻の二十六巻まで、翻刻事業は継続してまいります。平成七年一月の第一巻発刊から今年で三十周年の節目の年となることから、平成六年に発行した小冊子を令和版にリニューアルし、「佐竹南家と御日記」として新たに作成しました。これを機に、本冊子を通して、多くの方々に翻刻事業への御理解をお願いするとともに、郷土の歴史や文化財に対する興味や関心を深めていただく機会になればと願っております。

令和七年三月

湯沢市教育委員会

教育長 武石 睦

※用座 屋敷内にある役人の詰所のひとつ。家老や御用人などが詰め、政務を処理した部屋。

## 名族佐竹氏



## 佐竹氏の生いたち

佐竹氏は、後三年合戦（一〇八三―一〇八七）を平定した源義家の弟、義光を始祖とします。義光の孫三代昌義は常陸国（現茨城県）佐竹郷に定住して、佐竹氏と名のるようになり常陸国の北部奥七郡を治めていました。

治承四年（一一八〇）源頼朝が平家追討のため挙兵したとき、四代隆義と五代秀義父子は源氏一門にもかかわらず平家に従い、頼朝軍と戦って敗れ、領地を没収されてしまいました。その後平家が滅び頼朝による武家政治が固まっていく中で、秀義は頼朝に従う気持ち強くしました。

文治五年（一一八九）頼朝が奥州平泉の藤原泰衡討伐に出陣した際、



佐竹南家関係資料一式 五本骨扇紋蒔絵漆器

を平定して領国を統一しました。このことから義舜は佐竹氏中興の祖と称されるようになりました。この義舜の三男義里が、後に湯沢の殿様といわれる佐竹南家の祖になります。

佐竹氏が最も活躍した時代は、二十代義重とその子二十一代義宣の時代です。義重は「鬼義重」と称された戦国武将で、多賀谷、岩城、蘆名、宇都宮などの周辺の大名を帰属させ、常陸、陸奥、下野にわたる一大領国を形成し、戦国大名佐竹氏を確立させました。その義重も天正十四年（一五六六）、まだ十七歳の義宣に家督を譲って隠居します。

二十一代義宣は、父の代から親交のあった石田三成や上杉景勝との関係をさらに強め、豊臣秀吉にも近づけるようになりました。天正十八年（一五九〇）には江戸氏の水戸城を攻め落とし、翌年本拠を太田城から水戸城へ移しました。そして文禄四年（一五九五）には全国第八位にあたる五十四万石の領地を保証する朱印状が与えられ、豊臣政権のもと大名としての地位を確保しました。

秀義は参軍して直接対面の礼をとり忠節を誓いました。この時秀義が持っていた旗は紋の無い白旗であり、これは源氏の棟梁である頼朝の御旗と同じでした。それを見た頼朝は、自分の旗と同じであってはならないと、月を描ける五本骨の扇を差し出し、旗上に付けるよう秀義に命じました。これ以後、佐竹氏は、「五本骨月丸の扇」を家紋にしたと伝えられています。

この藤原氏討伐で、大きな功績をあげた秀義は、元の領地を回復し、以後、佐竹氏は鎌倉幕府の中で重要な地位を確保し、活躍していきます。

鎌倉幕府は元寇を境に衰退し、やがて滅亡することになりますが、そうした乱世の中で佐竹氏は足利尊氏に味方し、活躍していきます。室町時代になると、関東八将の一員となり、幕府から屋形号と朱の采配を与えられました。

一四〇〇年代初め、佐竹宗家の跡継ぎをめぐって、一族である山入氏との対立があり、本拠の太田城を追われた時代がありました。しかし、永正元年（一五〇四）、一七代義舜は城を奪い返し、約百年続いた反乱

しかし、慶長三年（一五九八）に豊臣秀吉が亡くなると、徳川家康と石田三成の対立が激しくなりました。互いに打倒計画が進められ、慶長五年（一六〇〇）九月十五日、関ヶ原の戦いが起こりました。この戦いで勝利した家康は戦後処理として、自分に味方した者への優遇と石田方へ加わった者に対する処分を行いました。義宣は三成と親交があり、また、常陸国は江戸に近く関東に大きな影響力を持っていたことから、戦いから二年後の慶長七年（一六〇二）、秋田への国替えを命ぜられました。この国替えの際に石高は示されず、秋田二十万石と正式に決定したのは、国替えから六十二年後の寛文四年（一六六四）のことでした。

国替えが決まってから、三カ月程たって、ようやく「出羽国の内秋田、仙北両所」という御判物を与えられた義宣は、滞在していた京都伏見を出発し、九月十七日に秋田実季の城だった土崎（現秋田市土崎地区）の湊城に入りました。義宣は領国経営の本拠地として久保田城（現秋田市千秋公園近辺）の築城を進め、慶長九年（一六〇四）湊城から久保田城に移りました。

ところで、義宣が秋田へ入国した経路については諸説あり定かではありませんが、湯沢にはそれにかかわる一つの言い伝えがあります。

「義宣公は供を従え秋田へ向かったのですが、秋田の地は知るよしもなく、不安でなりません。そして山また山の道中にすっかり疲れ果てていました。ところががちようど関口村の高台にさしかかったとき、北西に広大な土地が開けるのを見て御機嫌を直したといいます。それ以来この坂を『御機嫌坂』と呼ぶようになりました。」

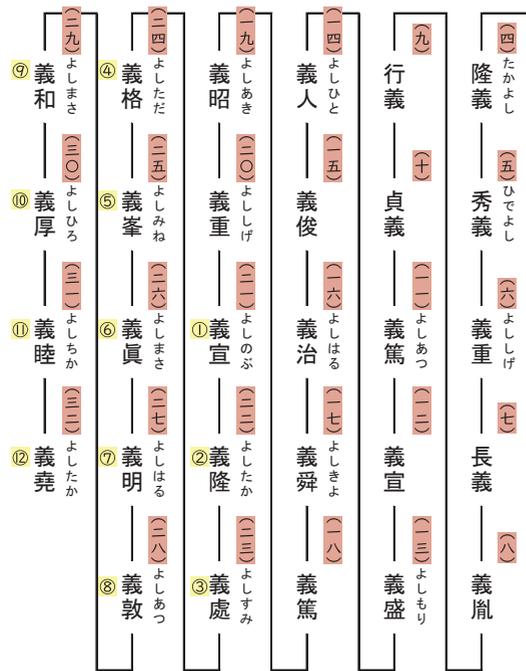
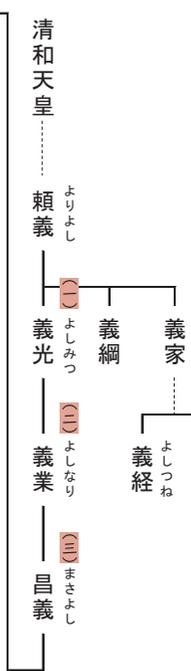


御機嫌坂付近より西方をのぞむ

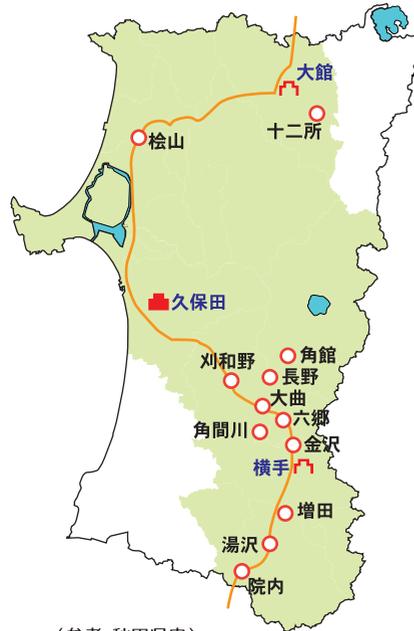
1 後三年合戦 平安時代の東北で起きた大きな戦。永保三年（一〇八三）〜寛治元年（一一〇八七）、横手に本拠を構えていた清原一族の内紛に陸奥国守護義家が介入し平定。奥州藤原氏のはじまりと、日本が武士の世の中へ変わるきっかけとなった戦い。

# 佐竹宗家略系図

※( )の数字は宗家の代数  
○の数字は秋田藩主の代数  
※読みを確認できるもののみ  
振り仮名を記した。



## ◆秋田藩初期の支城と「駐屯地」◆



- 大館 慶長七年赤坂瀬光が入城し、同十五年に西家小場義成に代わる。
- 十二所 新城を築き、はじめ塩谷伯耆、延宝年間に梅津氏、後に茂木氏が駐屯する。
- 桧山 慶長七年小場義成が入り、同十五年多賀谷宣家に代わる。
- 角館 はじめ芦名盛重が入り、芦名家断絶後の明暦二年北家義隣に代わる。
- 長野 北家義廉が駐屯していたが慶長十九年義廉死去後廃城となる。
- 刈和野 渋江氏の組下給人および足軽が居住する。
- 大曲 増田から移った東家義賢が駐屯していたが、久保田移転に伴い廃城となる。
- 角間川 旧小野寺家臣が足軽に採用され、梅津氏の組下となって居住する。
- 六郷 佐竹義重が新城を築いて居住するが、慶長十七年義重死去後廃城となる。
- 横手 はじめ伊達盛重が、寛永元年に須田盛秀が、寛文十二年に戸村義連が城代となる。
- 増田 東家義賢が一時駐屯する。
- 湯沢 南家義種が入り、南家が代々所預となる。
- 院内 はじめ箭田野義正が入り、のちに大山氏に代わる。

(参考 秋田県史)

- 2 奥七郡 常陸北部にあった多珂・久慈東・久慈西・佐都東・佐都西・那珂東・那珂西の各郡の総称。
- 3 関東八将 関東に勢力を張った八家の豪族。下総の千葉・結城、安房の里見、常陸の小田・佐竹、下野の小山・宇都宮・那須。
- 4 屋形号 室町時代、特に許されて大名などの称した「屋形」という称号。この称号を得なければ、家臣に烏帽子・直垂・素襖などを着せることができなかった。
- 5 采配 戦陣で、大将が打ち振って部隊を指揮するのに用いた道具。白紙(または銀紙、朱紙、金紙など)を細く切って束ね総をつくりそれに柄をつけたもの。
- 6 中興の祖 衰退し危機的状況に陥ったものを再び興して盛んにした人。
- 7 朱印状 上位の立場にある者(特に征夷大將軍・大名など)が発給した文書のうち、朱色の印判が付されたもの。
- 8 国替え 江戸時代、幕府が大名の領地を差し替えること。
- 9 仙北 山本郡(現仙北郡)・平鹿郡・雄勝郡を指す。
- 10 判物 上位の立場にある者(特に征夷大將軍・大名など)が発給した文書のうち、差出人の花押が付されたもの。

# 南家と湯沢

## 南家義種の湯沢入城

慶長七年（一六〇二）、佐竹氏はそれまで長く治めていた常陸国から秋田へ国替えとなり、それに伴って多くの家臣達や寺院なども移動してきました。義宣は交通上の重要な所や戦国時代からの城下町などに、一門と呼ばれる藩主直分流の家や重臣を城代として配置し、家臣団を指揮させて政事と軍事の両面を担当させました。

湯沢には佐竹氏一門の南家三代義種が城代として入りました。南家とは宗家十七代義舜の三男義里を祖とし、佐竹氏が常陸太田に本拠を構えていたとき、その城の南に屋敷を置いていたことから南家と言われるようになりました。

義種が湯沢に入ることになった理由として、佐竹南家系図には次のように書かれています。

「義宣遷封の時、義種は部下を率いてさきがけて

現在は、本丸、二の丸、馬場、見張台など、その跡が残っていますが、こうした城の整備は義種入城後も続けられたと考えられます。

1 遷封 「国替え」のこと。江戸時代、幕府が大名の領地を移し替えること。



湯沢古城之図

秋田に下って国事を監視した。その迅速な態度に義宣は大いに喜んで、義種の居城については希望にまかせるとの仰せであった。そこで義種は、湯沢は最上氏（山形）や伊達氏（宮城）に近く領内南部の要所であり、上方で兵乱がある時はいち早く駆けつけられる所として湯沢城を望んだところ、許されて居城することになった」

この湯沢城は鎌倉時代中期、小野寺経道の三男道定によって築かれ、長い間小野寺氏の支城として守られてきました。しかし、文禄四年（一五九五）城主小



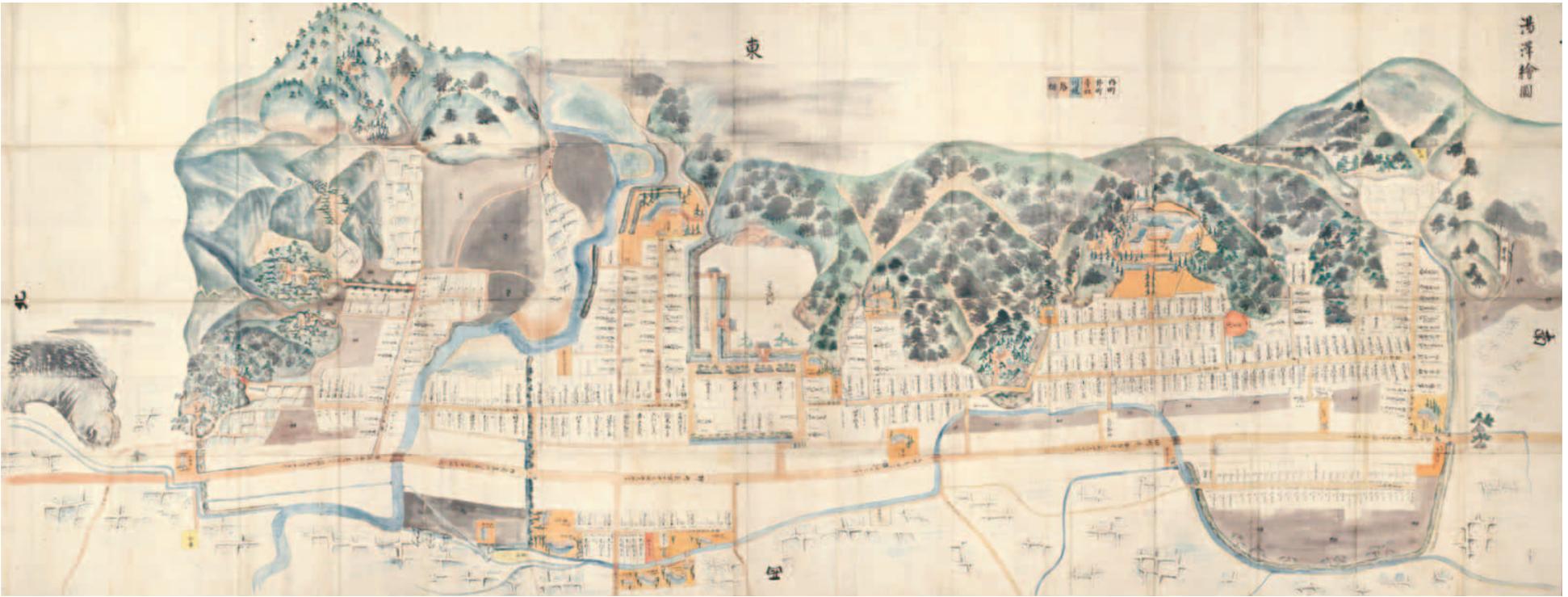
湯沢城址から市内を望む

野寺孫七郎のとき、最上勢の進攻により落城し、以後慶長七年（一六〇二）まで最上の武将榑岡豊前守満茂が城主となります。この城も義種が亡くなった翌年の元和六年（一六二〇）、幕府の一国一城令によって取り壊されてしまいました。



湯沢城址

## 湯沢の町割り



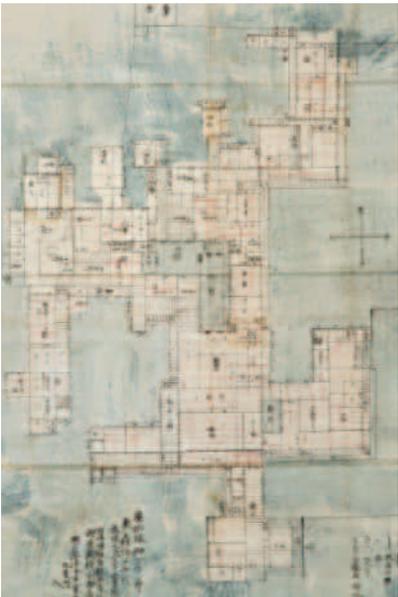
湯沢絵図

義種は「湯沢城代」といっても、山上の城に居住していたわけではなく、当初から麓に役所と住居を兼ねた館を構え、政務にあたりました。御屋敷の広さは約一三〇メートル四方、東南は山、西北は掘で囲まれていました。現在の市役所や中央公園周辺を含めた場所であり、この御屋敷を中心に町割りがなされました。

武士の居住区は内町と呼ばれ、市街地の東側一帯に定められました。さらに組下と呼ばれる藩主直臣は、南館五町と呼ばれた新町、荒町、上町、下町、内館町に住居が定められました。また、家中と呼ばれる南家の家臣は、内廊、根小屋町、荒町（現北荒町）、金池町、大工町に、そして歩行、足軽、中間のほとんどは、大工町、新町（現大工町）、浦町に住居を定められました。この中で、内廊とは第二の城郭という意味があり、南家の家老や重臣が住んでいました。直臣系の足軽は御足軽町（現御囲地町）として別に定められました。湯沢の家臣団は士、歩行、足軽を合わせて約三百人で構成されていました。

町人の居住区は、羽州街道沿いの吹張町、田町、大町、柳町、前森町の五町に定められ、武家の住む内町に対して外町と呼ばれました。

ところで、江戸への参勤交代で湯沢を通る大名は、秋田藩主と津軽氏、六郷氏（本荘）、岩城氏（亀田）でした。湯沢で宿泊や休憩をする場合、藩主佐竹公は南家御屋敷で、他の大名は大町にある御本陣を使用しました。また、大町には肝煎役所や、領民に法を公示する手段として用いられた高札（制札）を掲示する場所である札場も設けられました。



佐竹南家御屋敷絵図

2 歩行 馬車を許されず徒歩で従軍した軽輩のもの。足軽、中間の上に位置する。

3 足軽 中の門番や雑役に奉仕。在方の足軽は、所預の指示のもと、警察機能を補う役割を果たした。

4 中間 武家の奉公人の一で雑役に従事。

5 城郭 城の周囲に設けた囲いのこと。城壁。

6 家老 大小名の重臣で、家務を総轄した職。家臣の長。

7 重臣 重大な責任のある職務の臣。

8 士 武士。士農工商の士身分の者。秋田藩では一門・引渡・廻座・一騎・駄輩・不肖・謹慎・近進並まを士分とした。

9 本陣 江戸時代の宿場で、大名・幕府役人などが公用の旅で泊まった宿舎。現内館町から大町に抜ける旭小路の北角の地にあった。

10 肝煎役所 町方の用務を取り扱う町人が詰めた場所。現安乗寺向かいの地にあった。

11 高札 禁令や法令などを板札に墨書し、人目をひく所に高くかかげた板札。

## 南家の仕事と禄高

南家は当初、湯沢城代として政務にあたり、元和六年（一六二〇）の城破却後は「所預」という職名で、雄勝地方の警備と民政をつかさどりました。主な仕事は幕府や藩からの法度や命令を領民に守らせることです。たとえば、ギリシタンの取締りの調査、報告などがあります。また領境の警備、訴訟の処理、年貢の収納の支配を家臣団を指揮して行いました。湯沢の担当である小安御番所の警備や久保田城御金蔵の番には組下が交代で派遣され、家中は御屋敷に関する仕事をしていました。

しかし、代官制や郡奉行制が敷かれるようになって、収納の支配権や司法権が所領から失われていきました。

ところで、南家の禄高は、秋田に入った当初は八千九百石余りでしたが、藩政期を通じての平均は五千五百石程度でした。代替わりの際に大きく減らされたり、藩の政策に反対した結果減らされたりした



湯沢絵図より



一方で、事業の成功を賞されて加増されることもありました。しかし、その禄高の中から四千石近くを家中の士、歩行、足軽などに家禄として与えていたので、財政はかなり厳しいものでした。



横刈桶側胴具足

12 キリシタン 天文十八年（一五四九）イエズス会士フランシスコ・ザビエルらが日本に伝えたカトリック教の呼び名。

13 番所 江戸時代、交通の要所に設けて通行人や船舶などを見張り、徴税などを行った所。

14 代官制 武家政権における役職の一つ。秋田藩では藩から直接派遣されて任地の行政に当たった職制。

15 郡奉行制 「代官制」に同じ。秋田藩では郡奉行は寛文十一年（一六七一）十月に始まり天和三年（一六八三）に廃止されたが、寛政七年（一七九五）に各郡に一名ずつ任命された。

16 禄高 武家時代に、主君から与えられる給与の額。

17 家禄 武士が主君から受けた給与。基本的に米で支給され、支給額も米を単位にされる。

## 院内銀山と湯沢の発展

湯沢は佐竹氏の秋田への国替え後、南家によって城下町として整えられ、政治面で雄勝地方の中心都市となるとともに、経済的にも大きく発展しました。藩主義宣は常陸国での経験を生かして、秋田入りした当初から多くの鉱山を開発しました。その中で最も栄えたのが院内銀山です。慶長十一年（一六〇六）に開抗すると、すぐさま石見、生野の銀山と並び日本三大銀山の一つになりました。それによって多くの資本家、技術者、労働者が全国から集まり、一大銀山町が形成されました。銀山の繁栄に伴って人口の増加だけでなく、様々な商業が発展し、商品の流通が活発になりました。

銀山町で消費される米や大豆、銀の製錬に不可欠な鉛は、藩の専売品として銀山へ運ばれました。また野菜などは関口村を中心に近隣農村から運ばれたと考えられます。しかし、その他の日用品、加工品、

魚介類、衣類などの生活物資を雄勝地方で調達するのは難しかったため、ほとんどが土崎方面から運ばれてきました。それらを運ぶ手段として雄物川が大きな役割を果たしていました。当時、雄物川の沿岸にはたくさんの河港があり、そこから年貢米や各地の特産品が土崎方面に運ばれ、銀山方面には様々な商品、物資が運ばれていきました。

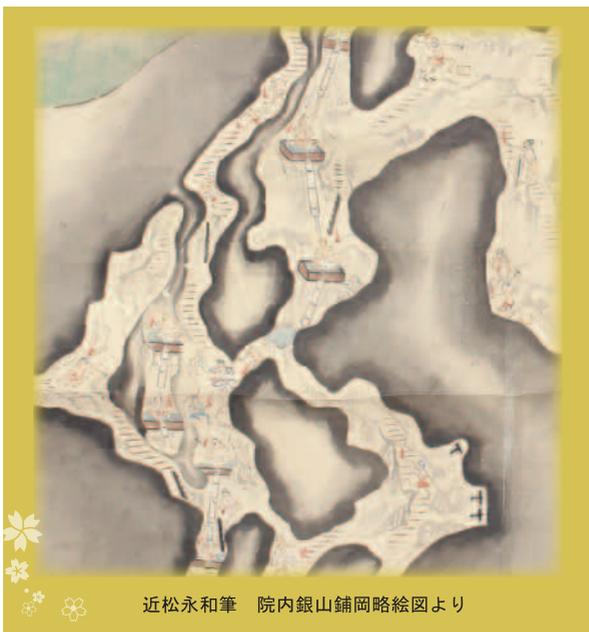
院内銀山をはじめ湯沢、雄勝で消費される物資は、雄物川船という大型の船を使い、途中の角間川港（現大曲市）、鵜ノ巣港（現羽後町）で積み替えられ、落合港や倉内港で陸揚げされて、湯沢の商人によって売り捌かれました。



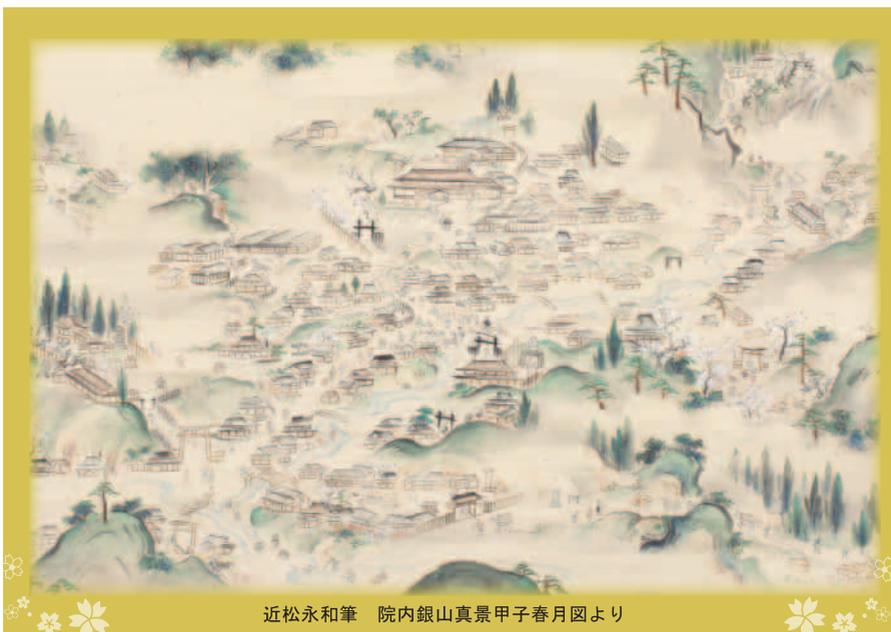
院内銀山の繁栄が湯沢を中継商業地として発展させたのと同時に湯沢の商人も大きく成長しました。そして次第に資本を蓄積するようになり、それがやがて酒造業などの産業発展につながっていきました。

18 河港

河口や河岸にある港。



近松永和筆 院内銀山鋪岡略絵図より



近松永和筆 院内銀山真景甲子春月図より

# 佐竹南家系図

初代	義里	義隣、三郎、次郎、左衛門尉。永生十二年（一五一五）生まれ。宗家十七代佐竹義舜の第三子。太田城の南に屋敷を置いていたことから南家と呼ばれた。領五万石、天文十二年（一五四三）卒。享年二十九歳。
二代	義尚	鶴寿丸、五郎、左衛門尉。天文十九年（一五五〇）生まれ。宗家十九代義昭の第二子。のち義里の嗣となる。元龜二年（一五七一）卒。享年二十二歳。
三代	義種 <small>（湯沢初代）</small>	新発意、三郎、左衛門尉。永禄十年（一五六七）生まれ。慶長七年（一六〇二）佐竹義宣秋田への国替えの際、湯沢城代となる。禄高八九〇〇石。慶長十九年（一六一四）、元和元年（一六一五）義宣に従って大坂へ出陣する（大坂の陣）。元和五年（一六一九）卒。享年五十三歳。
四代	義章	新発意、三郎、修理亮。左衛門尉、淡路。慶長六年（一六〇一）生まれ。元和六年（一六二〇）城を破却する。將軍秀忠・家光上洛の時、義宣・義隆に従う。二代藩主夫人光聚院の父。正保元年（一六四四）卒。享年四十四歳。



八幡大菩薩像御正鉢  
寛永三年(1626)  
義章が奉納したもの

五代	義著	新発意、三郎、美作。元和九年（一六二三）生まれ。寛永十七年（一六四〇）、同二十年（一六四三）義隆の証人として江戸へ参勤し、將軍家光に謁見した。寛文元年（一六六一）卒。享年三十九歳。
六代	義敬	新発意、三郎、淡路。慶安三年（一六五〇）生まれ。寛文十二年（一六七二）三代藩主義處家督相続の時、將軍家綱に謁見した。元禄十三年（一七〇〇）卒。享年五十一歳。
七代	義安	新発意、三郎、淡路。天和元年（一六八一）生まれ。宝永七年（一七一〇）中御門天皇即位の時、四代藩主義格の名代として上洛する。正徳五年（一七一五）五代藩主義峯家督相続の時、將軍家継に謁見した。夫人は鷹司関白卿の諸大夫牧義広の息女。享保十四年（一七二九）卒。享年四十九歳。
八代	義伯	左近、竹寿、淡路。正徳五年（一七一五）生まれ。延享元年（一七四四）卒。享年三十歳。寿六、淡路。享保十年（一七二五）生まれ。義伯の弟で、義伯死去の時、嫡男義舒幼弱のため看抱養子となる。延享元年（一七四四）禄高八三〇〇石のうち二七六六石を減ぜられ、残高五五三四石にして家督相続する。延享四年（一七四七）桃園天皇即位の時、五代藩主義峯の名代として上洛する。寛延二年（一七四九）卒。享年二十五歳。
九代	義持	

十代	義舒	新発意、三郎。寛保三年（一七四三）生まれ。南家八代義伯の嫡男で義持の嗣となる。宝暦十二年（一七六二）卒。享年二十歳。
十一代	義以	峯昌、富之助、兵馬、淡路。正徳二年（一七一一）生まれ。早川處久の嫡男で義舒の嗣となる。宝暦十二年（一七六二）家督相続する。宝暦十三年（一七六三）八代藩主義敦家督相続の時、將軍家治に謁見した。明和六年（一七六九）卒。享年五十八歳。
十二代	義良	久米八、三郎、左衛門。延享二年（一七四五）生まれ。天明八年（一七八八）九代藩主義和家督相続の時、將軍家齊に謁見した。寛政十年（一七八八）十一代義以の頃から組下や領地をよく治めているので、旧禄の内五〇〇石の加増を受ける。文化三年（一八〇六）卒。享年六十二歳。
十三代	義珍	竹之助。安五郎、三郎、左衛門。天明二年（一七八二）生まれ。文化五年（一八〇八）松前（現北海道）沖の海岸防備を命ぜられる。天保二年（一八三一）組下の指揮や松前防備などを賞され五〇〇石の加増を受ける。能書家、別号南嶺。天保十五年（一八四四）卒。享年六十三歳。



義珍公

十四代	義孟	英稚、三郎、左衛門。文政五年（一八二二）生まれ。嘉永七年（一八五四）十一代藩主義睦家督相続の時、將軍家定に謁見した。文武両道に秀で、書画を好んだ。別号南梁。安政二年（一八五五）卒。享年三十四歳。
十五代	義誠	新発意、三郎、淡路。嘉永二年（一八四九）生まれ。画号南岳。慶応四年（一八六八）卒。享年二十歳。
十六代	義隣	貞之助、三郎、左衛門、守雄。安政四年（一八五七）生まれ。早川睦友の嫡男で、義誠の嗣となる。明治二十年（一八八七）卒。享年三十一歳。



義誠公

- 1 嗣 後をつぐ。あとつぎ。
- 2 証人 幕府に差しだした人質。
- 3 名代 人の代理をつとめること。
- 4 看抱養子 家督を継ぐべき子供が幼い場合に、親族が成長するまで当主を代行すること。
- 5 早川家 佐竹南家の分家。南家三代義種の二男宣直を始祖とする。慶長十八年（一六一三）初代藩主義宣より早川姓を与えられる。



家治			家重			吉宗			家継		
義和			義明			義峯			義格		
義良			義舒			義安			義持		
よしこれ	よしゆき	よしもち	よしゆき								
義良	義以	義持	義舒	義持	義伯	義安	義持	義安	義持	義安	義持
一七九八	一七九六	一七九五	一七九三	一七九〇	一七八九	一七八七	一七八四	一七八三	一七八〇	一七七九	一七七七
寛政	天明	安永									
一〇	八	七	五	二	元	七	四	三	九	八	七
九	二	四	九	三	七	六	二	九	二	八	二
五	一										

三原山（現東京都伊豆大島）が大噴火（一七七九）を起こす。組下から十人を「御目付」に任命し、夜間の見廻りを命じる。桜島（現鹿児島県）が噴火する。前森町で火事が発生する。家二十三軒、土蔵一軒、米蔵二棟消失する。院内で火事が発生する。所領の御屋敷が門だけ残して消失する。田町で火事が発生する。家三十軒、名子二軒、土蔵二棟、郷蔵一棟焼失し、五人の死者を出す。 ※ 下男、農家の雇人、小作人等の呼び名。浅間山噴火の火山灰が湯沢でも確認される。大町で火事が発生する。家三十軒、名子三軒、御本陣、御高礼覆棚、伝馬役所が焼失する。この年全国的な大凶作となる。次に米が実るまで、食事は米雑飯を心掛けるよう家中へお触れがある。菅江真澄が柳田村で年を越す。院内銀山への飯料一一五〇俵分を湯沢より仕送りするよう、藩の銅山方より注文を受ける。久保田に藩校御学館が創設される。この頃湯沢町の人口が五二〇〇人となる。小安御番所が四月の大風で破損し、建て替えられる。岩崎八幡神社本殿が建立される。藩校の分館である郷校が湯沢・横手・院内などに創設される。郡奉行制が復活する。柳町で火事が発生する。家三十五軒焼失する。郷校の校舎が内館町に完成し、開校式が行われる。藩校御学館より各郷校に対し、書院名を付けるよう通達があり、湯沢では藩主義和直筆の御額「時習」を以って時習書院とする。



佐竹義和書「時習」



岩崎八幡神社本殿

家治			家重			吉宗			家継		
義敦			義明			義峯			義格		
義良			義舒			義安			義持		
よしこれ	よしゆき	よしもち	よしゆき								
義良	義以	義持	義舒	義持	義伯	義安	義持	義安	義持	義安	義持
一七七〇	一七六九	一七六八	一七六五	一七六二	一七五五	一七四九	一七四七	一七四四	一七三〇	一七二九	一七二八
延享	天明	宝暦	天明	宝暦	延享	天明	宝暦	延享	天明	宝暦	延享
七	六	五	二	二	五	二	四	元	一五	一四	一三
六	五	五	二	七	二	六	十	一	九	四	一
一	八		一	二	五	〇	七	八	一	一	三

御用所の休日が三日、九日、十三日、十九日、二十五日と定められる。船頭市郎兵衛の船が倉内村八幡船場付近で破船し、米三百俵を流した。久保田城に御用所が建てられたので、南家の御用所は今後御用座と呼ぶこととした。仙北三郡の市日を九斎市とするよう藩から通達がある。 ※ ひと月のうち、日を定めて9回開かれる市。藩から湯沢一円の絵図の提出を命じられ、この年の十一月、南家お抱え絵師遠藤昌宅によって完成した。南家七代義安没する。享年四十九歳。境目奉行岡見知愛が「六郡々邑記」を著す。 ※ 秋田藩六郡ごとに各町村の高・家数・沿革、支郷名とその家数を記したもの。栗駒山噴火。南家八代義伯没する。享年三十歳。嫡子義舒幼弱なため、義伯の弟である義持を看抱養子とし、禄高八三〇石のうち二七六石を減ぜられ、残高五五三石にして家督相続する。桃園天皇即位のとき、五代藩主義峯の名代として南家九代義持上洛する。南家九代義持没する。享年二十五歳。領内通用銀札を発行。湯沢の越前屋治左衛門、岩崎の高橋多右衛門など、領内三十四名が札元となる。 ※ 有力な商人などで銀札の発行や引替業務に当たった。東北地方大飢饉、湯沢でも農民二十三軒が欠落する。 ※ 重税・貧困などから居住地を離れてよその土地に逃げること。南家十代義舒没する。享年二十歳。佐竹南家領内に七年間の俵約令を出す。浄土寺から、曇茶羅を寄進されたので供養を行いたいという申し出がある。南家十一代義以没する。享年五十八歳。川原毛硫黄山で火事が発生する。



川原毛硫黄山の制札  
入山者の火気を取り締まるため交付された。写真は文久4年（1864年）のもの。

家慶		家茂		家定	
義睦		義堯		義睦	
義五		義誠		義睦	
義隣		義誠		義睦	
一八七九	一八七〇	一八六八	一八六〇	一八五五	一八五〇
四	三	元	元	三	二
一・	七・	九・二九	七・二九	七・二九	九・二二

南家一四代義五没す。享年三十四歳。  
 湯沢給人三十五人、蝦夷増毛（現北海道増毛郡増毛町）の警備につく。  
 湯沢給人五十三人、蝦夷宗谷（現北海道宗谷郡）の警備につく。  
 南家お抱え絵師遠藤昌益が南家御家騒動に関する地口絵を描いたとして取り調べを受ける。（その後、監禁中に逃亡）  
 ※しやれの文句に絵を添えたもの。  
 南家一五代義誠没す。享年二十歳。  
 戊辰戦争が始まる。  
 秋田を含む奥羽諸藩は幕府に味方し、奥羽列藩同盟を結ぶ（後に越後諸藩も加盟）。  
 秋田藩は同盟を脱して奥羽諸藩で唯一新政府側につき、同盟軍の攻撃を受ける（九月二十四日 秋田戊辰戦争）。  
 （現存する）「佐竹南家日記」の記録が終わる。  
 南家一六代義隣（十二歳）に代わり軍を指揮していた早川輔四郎（南家一三代義珍三男）が軍令に背いたとして割腹を命ぜられる。  
 出羽国を羽前（山形）、羽後（秋田）の二国に分割する。  
 戊辰戦争終結。  
 岩崎藩が成立する。高二万石、三十五か村分轄。  
 廃藩置県により秋田県となる。



佐竹南家関係資料一式 静姫・蘭姫君



火縄銃二挺及び付属品一式 増毛警備の際に持参したもの

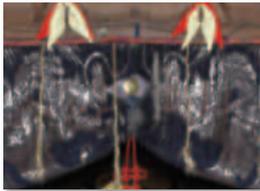
府県の統合が行われ、岩崎県は秋田県に統合される。また、本荘県、亀田県、矢島県も秋田県に合併し、現在の秋田県となる。

家慶		家齊	
義睦		義和	
義五		義良	
義五		義珍	
一八四九	一八四四	一八三三	一八二五
二	一五	四	二
二・二六	六・一〇	七・	八・

伊能忠敬が領内に入り、測量を開始する。  
 松岡村外堀で火事が発生する。家十五軒焼失する。  
 南家十二代義良没す。享年六十二歳。  
 九代藩主義和が仙北地方巡覧を始める。八月六日から雄勝郡に入る。  
 ※藩の山林行政を担当する組織全体の呼び名。  
 八幡村の忠進開が完了したことにより、同村の願いどおり、八幡神社の箱棟に「丸に扇子」の御紋が下される。  
 ※主に農民の申し出により開発許可が出されて行われる新田開発のこと。  
 湯沢に藩の養蚕所が建てられる。  
 菅江真澄が仙北にて没す。享年七十六歳。  
 南家一三代義珍が大聖歡喜天堂を根小屋町の広大寺境内に建立する（嫡男義五の幼少時の痲瘡治療の御礼）。  
 この年東北最大の飢饉が起こる。  
 ※農作物が十分に実らず、食物が不足して人々がうえ苦しむこと。  
 飢民に粥三合を支給する御救小屋が久保田城下に四か所、一郡二か所ずつ建てられる。雄勝郡では八面村と松岡村外堀に建てられる。  
 一〇代藩主義厚が山神社（現院内銀山金山神社）に水引幕を奉納する。  
 一〇代藩主義厚が山神社（現院内銀山金山神社）に金燈籠二基を奉納する。  
 天保四年からの十一年間、年間一〇〇貫（三七五〇kg）を超える産銀量が続いた。「天保の盛り山」  
 南家一三代義珍没す。享年六十三歳。  
 南家一四代義五、家臣に対し養蚕奨励の御触書を出す。



金灯籠



五本骨扇紋付水引幕（一部）



歡喜天尊神社及び旧広大寺伝来諸像



# 佐竹南家御日記

秋田藩では大館の西家、久保田の東家、角館の北家、湯沢の南家などの所領に対して、日記をつけることを義務づけていました。それは寛文年間（一六六一〜一六七三）に始まったと考えられています。

南家の日記は、天和二年（一六八二）から慶応四年（一八六八）までの一八七年間を記録した日記二七〇冊と、「宝暦以来御記録早引」一冊の、合わせて二七一冊からなります。昭和二十九年（一九五四）、南家十九代佐竹義輔氏より湯沢市に寄贈されました。



この日記は、南家の役人が詰めている御用座の御用人（家老あるいは家老格）によって書かれた公用の日記ですが、二七〇冊中には御膳番で書かれた「御日帳」も十数冊含まれています。

一八七七年間のうち、延べ二十年ほどの欠巻はありますが、武士の動向、農業、商業、交通、宗教等の事情や、天文、気象あるいは珍しい出来事まで詳しく記録されています。湯沢・雄勝だけでなく秋田藩全般の政治・経済を知る上でも重要な史料であるため、昭和六十年（一九八五）に、「佐竹南家日記」として、秋田県の有形文化財に指定されました。

平成三年度から翻刻出版に向けた作業が進められ、平成六年（一九九四）に『佐竹南家御日記』と題して第一巻を発刊しました。



●原文そのままを活字化し、原本の代わりになる研究資料として、広く活用されることを目的としています。

次に紹介するのは、『佐竹南家御日記』に書かれた代表的な出来事を抜き書きしたもので、原文の書き下し文、現代語訳（要約）の順に、はその解説を記しています。それでは、江戸時代の湯沢の様子をのぞいてみましょう。

- 1 用座 屋敷内にある役人の詰所のひとつ。家老や御用人などが詰め、政務を処理した部屋。
- 2 御用人 主君の側近く仕え、出納・雑事を担当する人。
- 3 家老格 代々主君に仕える家老ではなく、才幹をもって挙用され、家老の列に加わった者。
- 4 膳番 主君の食事のことをつかさどる役のこと。

#### ■概略文原文の扱いについて

・「虫喰」は虫喰により欠損している部分。  
 ・当て字や当時の慣用の用字・用語はそのままにした（海道、鮎川等）。  
 ・けつ字（文章中に貴人の名などを書く時、敬意を表して、すぐ上を一字か二字あけること）はそのままにした。

# 御日記抜書

「」の月日は太陽曆

## 天和二年（一六八二）

正月朔日 雪ふる

一 御組下衆何も御礼二罷出申候御帳二留置申候

一月一日（二月八日）雪降る

御組下のみなさまが年頭のごあいさつに参上したので（名前を）帳簿に書き留めた。

現存する「佐竹南家日記」最初の記録です。

正月十三日 天気上

一 湯沢かこちたはこ七十五斤ノ代銀七十四匁野金兵衛二相渡候右八窪田御台所より被遣候銀二御座候外二杓不足二参候由鮎川たはこ七十五斤ノ代銀七十五匁岡見助兵衛二渡

一月十三日（二月二十日）天気晴

湯沢産のたばこ七十五斤（四十五kg）相当の代金として銀七十四匁（約六万一千円）を丹野金兵衛に渡した。これは久保田御台所からの代金だが、一匁

役人が久保田へ帰ったとの報告があった。

七月晦日

一 不思議成星罷出候但いぬ亥ノ方ニ 如此之星ニ御座候

七月三十日（九月一日）

不思議な星が現れた。戌亥（北西）の方角に見え



ハレー彗星（七十六年周期で地球に接近する短周期彗星）について書かれた記述です

## 貞享二年（一六八五）

三月廿六日 天気上

一 二月廿二日暮五つ時辰みノ方よりいぬ亥ノ方へ飛物飛京大坂二而も見申候由此方二而も何も見申候其節ひゞき御座候

三月二十六日（四月二十九日）天気晴

二月二十二日の午後八時頃に南東の方向から北西の方向へ飛ぶ物があり、京や大坂でも見られ、その際大きな音が響いたとのこと。



不足していた。また相川産たばこ七十五斤相当の代金として銀七十五匁（約六万二千五百円）を岡見助兵衛に渡した。

当時、たばこは高価で、主に武士や裕福な人々が楽しむものでした。特に、相川（須川地区）産のたばこはその品質が高く評価され、藩の重要な人物や、南家の親戚への贈答品としても使われていました。

三月晦日

一 五つ時分 屋形様御立被遊宮田渡より深堀表御鷹被遊候

三月三十日（五月七日）

午前八時頃に、屋形様（三代藩主義處）が、南家の屋敷からお発ちになり、深堀（山田地区）方面で御鷹狩をされた。

※鷹狩 飼いならした鷹を放って獲物を捕らえさせる狩猟技法のこと。

六月十日

一 安東仁兵衛内館新道御普請相極り今日窪田へ罷帰候由田町より申上候

六月十日（七月十四日）

内館から田町へ抜ける新道の工事が完了し、担当

二月二十二日、二十三日の記述にはなく、ひと月以上たった三月二十六日に記述されていることから、飛脚からの伝聞を記したものと考えられます。この「飛物」は、彗星とは別の天文現象のようですが詳細は不明です。

六月十五日 天気上

一夜之九つ過二高松村肝煎清右衛門参候而申上候ハ川原毛ゆわふ山へ火付申候間焼申候けし申度と存候而一郷之もの共無残指遣けさせ申候へ共五十人百人之势にて中々けし申儀不罷成候湯風之少当り申候而さへ不作二御座候如此ゆわう焼申候けむりかゝり申候ハ、高松村ハ不及申二煙之かゝり申通ハ不作青躰二罷成可申候御検使成共被遣御覧被成置候而加勢被仰付候而被下度由申事二御座候

六月十五日（七月十六日）天気晴

午前零時頃に高松村の肝煎が、川原毛硫黄山の火事を知らせに来た。村の者五十人や百人では消火できず、また硫黄の風が少し当るだけでも不作なのに、このような硫黄焼の煙がかかるとは、高松村はもろろん周辺も不作になるので、御検使御覧のうえ、火消し人夫を出してほしいとの願い出があった。

翌十六日付で現場を調査する役人二名が現地に向かい周辺の村々の肝煎に加勢を申し渡した。二十日付で硫黄山の火消しには三日間で九百人ほど、高松村のほか関口・上関・下関・相川・桑ヶ崎・宇留院内の各村より人足が集められたこと。硫黄の煙がかかった草木は変色し枯れてしまったこと。普段みることがないので驚いたことなどが記されています。この煙は硫黄の燃焼による亜硫酸ガスで、谷間を流れくんだり、高松村の農作物に大きな被害を与えました。

## 貞享三年（一六八六）

十二月十三日 天気上四つ以後より下雪ふる

一 当町酒や共御訴訟申上候ハ米高直ニ御座候間酒之直を御あげ被下度候只今ハ上酒十式文次酒を八文ニ被仰付候かケ様ニ御座候而ハ損ニ立申候間上酒十六文次酒十式文成被下度由円左衛門を以両きも入罷出申候兎角申上候而追而可申渡由申候

十二月十三日〔一月二十六日〕天気晴 午前十時頃より雪降る

米の値段が高く、酒一杯の値段が上酒十二文（約百五十円）、次酒八文（約百円）では損をするので、上酒十六文（約二百円）、次酒十二文に上げてもらいたいと、湯沢の酒屋たちから願い出があった。

一 高松村より申来候ハ鶴殊之外參候而稲ふみ込申候て迷惑仕候間から鉄炮成共御打せ被下度由申上候間了簡ニ罷成御 前へ申上候

六月八日〔七月三日〕天気晴

高松村から申し出があり、トキが殊ことのほか多く飛来し、稲を踏ふみつけて大変迷惑しているので、空砲くうぼでも打たせてほしいとのことだが、それは許可できないと伝えた。

江戸幕府五代将軍徳川綱吉が発令した「生類憐みの令」により、農作物に悪さをするトキを追い払うにも苦慮する様子がうかがえます。「鶴」は、絶滅危惧種で特別天然記念物のトキのことです。この記述により、かつて、湯沢にも数多くトキが生息していたことが分かります。綱吉が亡くなり生類憐みの令が廃止された享保六年六月には、農民の訴えにより田を荒らすトキ三十羽を駆除したことが記されています。

## 元禄七年（一六九四）

三月十六日

一 御手水石関口村作左衛門指上候台石は同村きも入久右衛門指上候人足ハ上関下関村より七十人関口村より七十人々百四十人御忠信二貸上申候奉行御歩行曾右衛門七郎左衛門

## 元禄元年（一六八八）

十月七日

一 八幡村本田免六つ半同開ハ六つ蔵内村ハ本田開共二七つ免ニ御座候由芳加小右衛門手紙を以申遣候  
十月七日〔十月三十日〕

八幡村本田の税率は六割半、開※は六割。倉内村は本田、開ともに七割であるとのこと。

※開 主に農民の申し出により開発許可が出されて行われる新田開発のこと。（忠進開）

## 元禄二年（一六八九）

三月九日 天気上

一 小安御関所御番衆何も申上候ハ御関所之外ニよけ道御座候而頃日ハ住還も御関所ハ無御座候間申上候由芳加円右衛門を以申上候

三月九日〔四月二十八日〕天気晴

小安御関所の番人たちが申すには、御関所のほかに横道があり、そこを通り抜けるので、近頃は御関所を往來する者がいない状態であるとのこと。

## 元禄四年（一六九一）

六月八日 天気上雨晴ル

三月十六日〔四月十日〕

手水石ちよみいしを関口村の作左衛門が、台石を同村肝煎かんせんがそれぞれお屋敷へ差し上げた。これらを運ぶ人足は上関・下関村七十人、関口村七十人の合わせて百四十人である。

## 元禄八年（一六九五）

四月五日 天氣中曇四つより上晴ル

一 御法度書之通木綿布之外百性着不申候様尤帯かぶり物袖べりなど运用申間敷御知行分へ御かち曾右衛門勘之允を以申渡候

四月五日〔五月十七日〕天気曇 午前十時頃より晴る  
御法度書ごほつとのとおり、百姓しやうは木綿布以外は着てはならず、もちろん帯、かぶり物、袖べり等も着用してはならないと領民へ言い渡した。

## 元禄十年（一六九七）

三月廿四年 天氣中

一 明日津輕越中守殿御登二付市町ノ儀浦町か山田海道両所之内にて市町立置候様二と市郎右衛門所へ申遣候事

三月二十四日〔五月十四日〕天気曇

明日、津輕藩主が参勤交代でお通りになるので、

市は浦町か山田街道の両方の内に立てるよう市郎右衛門（柳町肝煎）へ告げておいた。

### 元禄十五年（一七〇二）

八月廿八日 天気中

一午之刻二御婚嫁之御盃首尾能相調申候附テ三つ目之御祝儀御色直シも相済申候事

八月二十八日（九月十九日） 天気曇

お昼に御婚礼の盃をつつがなく終え、三つ目の御祝儀とお色直しも無事済んだとのこと。

 南家七代義安と京都の鷹司関白卿の諸大夫牧義広の娘との婚礼の様子です。

### 元禄十六年（一七〇三）

九月廿二日 天気吉

一昨晚御飛脚罷帰二佐々木治右衛門申越候ハ於御会所二岡半之允武石安左衛門を以被仰渡候ハ前々も被仰渡候通生類憐之儀今度御目付衆御下被成候間殺生一切停止二被仰付候魚二ても釣申間敷候尤悻共とんほう成共取候儀堅ク無用可仕候右之通下々二至迄急度相守候様二可被仰付候御目付衆へ聞候へハ大目御為二不罷成候弥御目付衆下々段々見申儀二御座候殺生致候を見当候へハ不便加二至者二

一月十四日（二月十日） 天気吹雪

御代官より書付が届き田方肝煎が書き写した。書付によると、近年不作のうえ、去年は色々な作物が実らず、百姓たちは困窮していることを殿様も知り、今から五月までは狩猟場外でも、小鳥はもちろん、白鳥、雁、菱喰（鴨科の鳥）、山野の鳥獣などを勝手に取らせ、百姓たちの暮らしの助けにするようにとのこと。

四月四日 天気能

一昨晚五つ時岩崎村火事にて一郷残少二焼失致候由肝煎申立候

四月四日（四月二十九日） 天気晴

昨夜午後八時頃、岩崎村で火事があり、一郷のほとんどが焼失したとのこと。

### 享保十三年（一七二八）

四月廿四日 天気吉

一昨日の便二御留守居申遣候仙之三郡村々市日古来之定此度被相改来月より惣村同日九斎被定置候湯沢市日之通二村々之市日も於御用所御代官へも被仰渡候

ても御大方之儀二候へハ急度迷惑二可被仰付候在々之者共ハ其主人迄迷惑二罷成儀二候惣而生類之儀江戸同前二被仰付候間堅相守候様二下々二至迄可被仰付候「後略」

九月二十二日（十一月一日） 天気晴

生類憐みの令について、今度久保田から御目付衆が来るので、殺生一切停止を言い付けられた。魚釣りは勿論、子どもとんぼ取りも堅く禁止する。このことは下々に至るまで厳重に守るようにとの言い付けである。殺生をする者がいた場合は厳しい処罰があり、本人ばかりでなく主人にまで及ぶことになるので、子どもにもよく言い聞かせるようにとのこと。

### 享保六年（一七二一）

正月十四日 天気麗

一御代官より申参候由田方肝煎共書写指上候由中村与一申立候

一近年不作之去年諸作不熟之段達 上聞所二より百姓共可及迷惑不便之義二被思召候依之 只今より当五月迄御鷹野場之外小鳥は不及申 二白鳥雁菱喰山野鳥獣之類迄も勝手次第二取候而百姓共渡世之 助二も可致旨被 仰出候

四月二十四日（六月一日） 天気晴

仙北三郡の市日について、昔からの決まりを改め、来月から九斎市に定められた。村々の市日も湯沢の市日のとおり改めるよう言い渡された。

 「九斎」はひと月の内、日を定めて九回開かれる市のこと。湯沢では二、五、九のついた日に市が開催されました。

六月五日 天気雨降

一湯沢一円之絵図御調可被指出候郡村於御役所田代源太鷲尾彦九郎を以被仰渡尤諸方江被仰渡候湯沢絵図前森入口より吹張入口迄右覚書之通委細絵図致書付候様二と申御事候尤足軽町共二不残書記申候様二と申御事候堀土居と有之候は御屋敷廻之事二御座候委細覚書受取候而此度差上申候

六月五日（七月十一日） 天気雨

藩から湯沢の絵図を提出するよう命じられた。絵図には、前森入口から吹張入口まで、御足軽町や御屋敷廻りの堀土居も覚書のとおり詳しく書くよう言い渡された。

 この年の十一月に南家お抱え絵師の遠藤昌宅が湯沢絵図を完成させ、その褒美として米二石四斗（三六〇kg）を賜りました。

### 延享元年（一七四四）

正月廿八日 天氣曇

一七ツ半過神部作左衛門佐川五右衛門駒山獄焼之見分致只今罷歸候「中略」焼之様子ハ先頃山抛人共申立候よりハ様子寛二相見得焼之処より三拾間程寄申候見分致候四方五十間程焼申候仙台御領之方ハ焼強ク相見得候当十九日晚ハ雷杯之様二仙台御領之方鳴り石等抜ケ御当領之方へ参候と相見得候「後略」

一月二十八日（三月十二日） 天氣曇

栗駒山が噴火し、五十間（約九〇m）四方が焼け、特に仙台領の方が多く焼けた様子で、十九日の晩は、仙台領で雷のような音が鳴り響き、石などが秋田領の方へ崩れてきたとのこと。

### 安永四年（一七七五）

四月七日

一近來博奕出火賊難等有之種々浮説相達候二付此度目安箱被指出候柳町一町浦町尤名子借家迄相廻候様御代三右衛門二被仰渡候浦町八大和武右衛門二被仰渡候

の願い出により貸し出すことにした。警固の足輕については言いらしたので、二十四日に言い渡した。

 現在も続く「愛宕神社祭典『神渡行列並びに大名行列』（市指定無形民俗文化財）で披露される奴振について、現存する「御日記」の中で、はじめて確認された一文です。

### 安永九年（一七八〇）

十月廿日

一 中村丹下へ御代嘉内（主簿）□□仰渡候ハ実弟六弥正阿弥伝七より内々養子所望有之処先年被仰渡養子被指留之事故内々老共へ伺之上指図ヲ得願書指出候然ハ六弥事幼年より金具細工心掛近來甚夕上達久保田へ罷越候ハ、上之御用ニも可相立被思召候仍而御先々代より養子被指留候得□六弥二限り願之□被仰付候

「後略」

十月二十日（十一月十六日）

正阿弥伝七が、南家家中の中村丹下（下）の第六弥を内々に養子にしたいと望んでいる。しかし、何年か前に養子差し止めの命令があったので、御家老たちから内諾を得たうえで願書を出すよう伝えた。六弥は子供の頃から金具細工をたしなみ、最近では非常にあるため、六弥に限り、例外としてお認めくださいとのこと。

四月七日（五月六日）

近ごろ賭博や火事、盗難などの色々なうわさがある。このたび目安箱を置くことになった。柳町一町から浦町名子借屋にいたるまで見廻るよう、御代三右衛門（家中）と大和武右衛門（家中）の二人に言い渡された。

### 安永六年（一七七七）

七月廿二日

一愛宕別当威光例年之通当廿四日より同廿六日迄之内日和次第祭礼仕度附而御足輕四人毎年之通被仰付被下度奉願候祭礼二付やま大町田町吹張町より指出度申達候吹張町奴指出候二付去年之通大笠立笠長柄ノ袋拜借被仰付被下度入江惣兵衛申達願之通被仰付候警固御足輕申落廿四日被仰渡候

七月二十二日（八月二十四日）

愛宕神社別当より、例年のとおり今月二十四日から二十六日までのうち、天氣をみながら祭礼を行いたい。先導と警固として足輕四人を例年どおり出してほしいとの願い出があった。飾り山を大町・田町・吹張町より差し出し、吹張町は奴も差し出すので、昨年同様、大笠・立笠・長柄の袋を貸してほしいと

### 天明三年（一七八三）

六月廿九日

一暮前より小砂ふり夜中頃より雨降ル諸草木の葉へ白成たまり候所大分二御座候



赤銅金象眼鏡「藤透之図」  
秋田市立佐竹資料館蔵

夕方から細かい砂が降り、夜中頃から雨が降った。諸々の草木の葉の上に砂が白くたまり、大部分が白くなった。

 浅間山が噴火し、湯沢にも火山灰が降ったことを示す記録です。

※浅間山 上州（群馬県）と信州（長野県）との境にある標高二五六八mの活火山

七月廿八日

一夜四ツ半過より大町五郎左衛門火本二て出火西過迄二屋敷三十軒名子三軒津軽様御本陣御高礼覆柵伝馬役所焼失致候尤御 出馬有之

七月二十八日（八月二十五日）  
午後十一時頃、大町で火事が発生し、夕方までに屋敷三十軒、名子（借家）三軒、津軽様御本陣、御高礼覆棚、伝馬役所が焼失した。殿様も火事場にお出になった。

九月朔日

一今年凶作二付御暮方御手当無之明年二至曾而手段無之仍而粥雑飯等用当時より心掛候様被仰口其旨御家中へ被相触候

九月一日（九月二十六日）

今年は凶作なので、暮の手当は出せず、年が明けても無理のようなので、粥、雑飯で凌ぐことを今から心がけるようにと御家中に知らせがあった。

雑飯は穀類に草木の葉を入れて炊いたものです。これに先がけ八月二十七日には、町方に對し粥雑飯を食べるように言い渡されています。

## 寛政三年（一七九一）

正月廿八日

一五つ過帯刀殿町送を以御屋敷番御用状相達然は於御用所二田中新左衛門ヲ以被仰渡候は此度有馬中務大輔様被仰進候は湯沢裏町東山寺門前松五郎と

来する者に限り、通行料を本来の倍にするよう通達があった。

## 寛政十年（一七九八）

二月五日

一今日郷校御開初二付 若殿様四つ時御供触二而被為入候右御式等之次第具二日部二有り

二月五日（三月二十一日）

今日郷校の開校式があり、若殿様（南家十三代義珍）が午前十時頃にお供を連れてお出になった。なお式等の次第の詳細は二日の日付にある。

## 文化四年（一八〇七）

五月廿五日

一町役所より申上候只今津軽より諸士式人御飛脚兩人早二而罷登先触等も無之ため暫遅滞仕其内咄承候所松前へ異国船来候二付御加勢之儀申来右御用にて登候由松前表既二及争乱御当国へも拙者共同前御加勢之御飛脚来候由咄通候段為御知申上候

五月二十五日（六月三十日）

町役所からの報告によると、津軽の武士二人が早飛脚にて来たが、先触もないのでしばらく留め置いて

申もの御貫被成度被仰進候附而右松五郎兼而御出入致候もの二候哉又八細工等か角力等上手二も候哉定而「（虫喰）」能々被仰進候儀「（虫喰）」

一月二十八日（三月二日）

有馬中務大輔様より、東山寺門前に住む松五郎というものを貰い受けたいとのこと。松五郎とはどのような人物か調べるよう、家老（藩）からの書状が届いた。

有馬中務大輔は築後久留米藩第八代藩主で、無類の相撲好きで知られています。松五郎は二十七歳、身長六尺二寸（約一八八cm）の大男で、その体格を見込まれ、江戸で力士になるよう引き抜きがあったようです。しかし松五郎は、年老いた親を置いて遠くに行くことはできないと断ったことが二月二日の日記に記されています。

## 寛政九年（一七九七）

四月十八日

一小安駅場村々之儀八近年湯治人夥敷駅場往来付此末湯治人并湯本往来之者二相限り定之賃せん一陪増二被仰付候

四月十八日（五月十四日）

小安宿場の村々では、近年湯治人が盛んに宿場を往来するので、湯治人と湯本（現小安峡温泉）を往

たところ、松前（北海道）へ異国船が渡来したので、防備応援の御用にて上京すること。松前ではすでに争乱に及んでおり、秋田へも同様の御加勢要請が来るとのこと。

南下を狙うロシアに対抗するため、幕府は会津藩や仙台藩をはじめとする東北諸藩に松前の警固を命じます。秋田藩も文化四年に命令を受け、松前に渡りました。その後の安政年間（一八五四―一八五九）においても増毛や宗谷での警護を命じられ、湯沢の武士たちも北海道へ向かいました。

## 慶応四年（一八六八）

七月廿九日

一中村「（虫喰）」賊討入候趣探索人「（虫喰）」  
一右二付 殿様御出張被遊候故以下欠損

現存する「佐竹南家日記」最後の記録です。七月二十九日（九月十五日）の記録で、戊辰戦争の際、奥羽越列藩同盟軍が攻めてくるらしいとの情報と、殿様（南家十六代義隣）が移動される様子がかがえませんが、原本後半は虫喰がひどく、判読が難しい状態です。また、これ以前、慶応元年から三年までの日記はなく、慶応四年は七月の記録のみが残されています。戊辰戦争では湯沢も戦場となり、資料を守るのも大変な苦労があったことが想像できます。

# 年表「佐竹南家御日記」編纂事業

西暦	元号	月日
1954	昭和29年	
1958	昭和33年	
1964	昭和39年	3月26日
1985	昭和60年	3月15日
1990	平成2年	5月30日
1991	平成3年	11月
1992	平成4年	4月
1994	平成6年	12月
1995	平成7年	1月31日
1997	平成9年	1月31日
1999	平成11年	2月1日

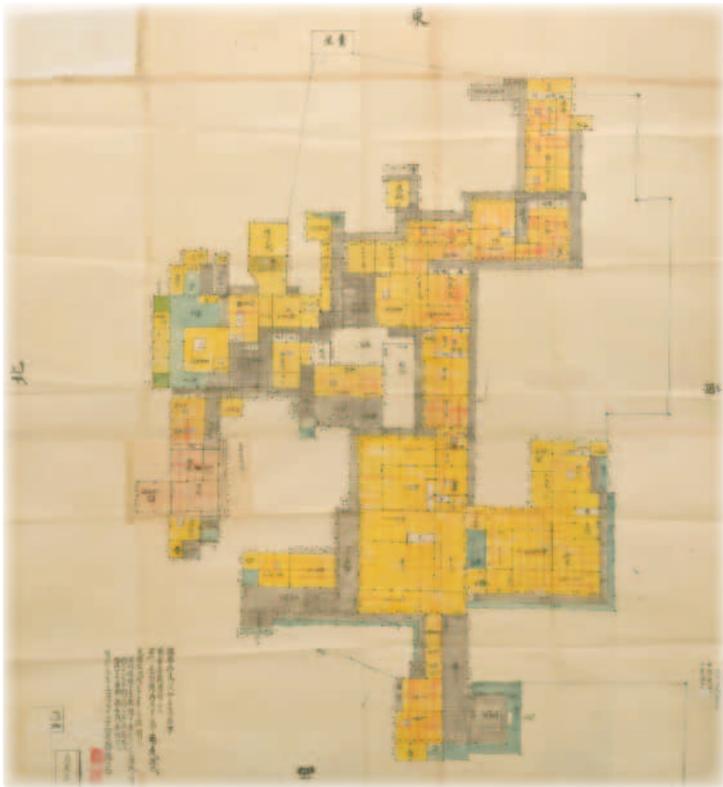
「佐竹南家日記」271冊を佐竹義輔氏（南家十九代）より受贈  
 佐々木義一郎氏が原文解読を開始（昭和37年 44冊分）  
 「佐竹南家日記」271冊を市指定有形文化財に指定  
 「佐竹南家日記」271冊を秋田県が県指定有形文化財に指定  
 「佐竹南家日記出版に関する調査、検討委員会」発足  
 右検討委員会からの答申を受け、編纂事業の準備を開始  
 「佐竹南家御日記」編纂委員会（委員長小川乙治氏）が発足  
 湊健三郎氏に編纂顧問を委嘱し、湯沢図書館内に編纂室を設置  
 原本271冊の複写本の作製を開始（平成5年3月完了）  
 原文解読原稿執筆作業に着手（平成18年完了）  
 執筆者…富谷逸朗氏、武石正一氏、武石正助氏、畠山章弘氏、山内信弘氏  
 市制施行四十周年を記念して小冊子『佐竹南家と御日記』を発行  
 「佐竹南家御日記」（以下『御日記』）第一巻を出版  
 「御日記」第二巻を出版  
 「御日記」第一巻を増刷  
 「御日記」第三巻を出版  
 小冊子『佐竹南家と御日記』を増刷

2000	平成12年	10月1日
2002	平成14年	3月1日
2004	平成16年	3月1日
2007	平成19年	3月1日
2009	平成21年	3月2日
2011	平成23年	3月1日
2013	平成25年	3月1日
2014	平成26年	3月3日
2016	平成28年	3月25日
2018	平成30年	3月26日
2019	令和元年	11月
2020	令和2年	3月31日
2022	令和4年	3月28日
2023	令和5年	3月27日
2024	令和6年	3月25日
2025	令和7年	3月25日

『御日記』第一巻を増刷  
 『御日記』第四巻を出版  
 『御日記』第五巻を出版  
 『御日記』第六巻を出版  
 『御日記』第七巻を出版  
 『御日記』第八巻を出版  
 『御日記』第九巻を出版  
 『御日記』第十巻を出版  
 『御日記』第十一巻を出版  
 『御日記』第十二巻を出版  
 菊池保男氏に校正指導を依頼  
 『御日記』第十三巻を出版  
 『御日記』第十四巻を出版  
 『御日記』第十五巻を出版（全文掲載 CD・ROM付）  
 『御日記』第十六巻を出版（全文掲載 CD・ROM付）  
 『御日記』第十七巻を出版（全文掲載 CD・ROM付）  
 『御日記』発行三十周年を記念し、令和版『佐竹南家と御日記』を発行



このほか、校正作業には、杉山政介氏、船山昌治氏にも御尽力いただきました。



佐竹南家御屋敷絵図

参考・引用文献（著者五十音順）

- ・秋田市『図説 秋田市の歴史』2005
- ・秋田県立博物館『秋田県誕生 150 年記念 特別展 佐竹氏遺宝展 守り継がれた大名家資料』2021
- ・茨城県立歴史館『令和元年度 特別展 佐竹氏 800 年の歴史と文化』2020
- ・金森正也『秋田藩小事典』無明舎出版 2018
- ・富谷松之助 編著『川原毛硫黄山』1993
- ・半田和彦『秋田藩の用語解説』秋田文化出版 2016
- ・松橋栄信『北秋田歴史用語解説』無明舎出版 1994
- ・皆瀬村教育委員会『皆瀬村史』1993
- ・横手市『横手市史 通史編 原始・古代・中世』2008
- ・横手市『横手市史 通史編 近世』2010
- ・横手市『横手の歴史 横手市史（普及版）』2012
- ・渡辺喜一 編『新編佐竹七家系図』加賀谷書店 1993
- ・渡辺英夫『シリーズ藩物語 秋田藩』現代書館 2019

古文書の読み方

- 被遊候 遊ばされ候
  - 被仰付候 仰せ付けられ候
  - 可被仰付候共 仰せ付けらるべく候とも
  - 可為越度事 落度おちどたるべき事
  - 從江戸 江戸より
  - 難有奉存候 有り難く存じ奉り候
  - 不及申二 申すに及ばず
  - 有之候得共 これ有り候えども
  - 申間敷候 申すまじく候
  - 無御座候 ござ無く候
  - 罷帰可申候 罷りまか帰り申すべく候
- 【文例】
- 一大越甚右衛門殿兵庫殿より御飛脚を以被仰遣候ハ光聚院様御逝去之段為御知二御座候
- 【読み方】
- 一大越仁右衛門殿、兵庫殿より御飛脚を以って仰せ遣わされ候は、光聚院様御逝去の段お知らせにござ候

『佐竹南家御日記』発刊 30 周年記念  
佐竹南家と御日記

令和 7 年 (2025) 3 月発行

編集・発行 湯沢市教育委員会

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号  
TEL0183-55-8193 FAX0183-72-8515

印刷 株式会社たなか

湯沢市の文化財ホームページ  
<https://www.city-yuzawa.jp/site/bunkazai/>

